

参考資料 3

2014 年 5 月 29 日

『パーソナルデータに関する検討会・事務局案に関する中間意見』について

安岡 寛道

前回は、当初からの予定があり、日程が合わずに欠席し、申し訳ございませんでした。

これまでの「パーソナルデータに関する検討会」（以降、検討会）の資料・議論（前回除く）の内容に関しまして、民間の事業者で構成される任意の会合である、「パーソナルデータに関する勉強会（事務局：片岡総合法律事務所）」（以降、勉強会）において、これまでにとりまとめた意見書を紹介させて頂きたいと存じます。

本来は、この勉強会をとりまとめた事務局から、臨場感あふれる説明の機会を頂きたかったのですが、会議時間の関係上、委員である私からの参考資料ということで、席上配布ということになりましたが、ぜひご一読頂き、大いに賛同頂ければと存じます。

（詳細の内容は、以降の別添資料にありますので、そちらをご覧頂ければと思います。）

なお、初回の当検討会にて、山本大臣が仰っていた内容（議事録）を再確認すると、「このパーソナルデータに関する検討会の使命は、安倍内閣の 3 本目の矢である成長戦略の重要な柱の一つである、ビッグデータの利活用による新事業・新サービス創出を促進するために、必要な制度やルールづくり・・・」という主旨だったかと思えます。

それに対して、私のこれまでの印象では、個別論になると、その場の詳細意見や定義を解読している間に、堅く（厳しく）行ってしまうのではないか、という懸念が産業界にあるように思われます。もちろん、グレーゾーンが明確になり、ビジネスがやり易くなれば良いのですが、（第三者機関の体制整備もあるのに）現時点で決めてしまうには細か過ぎるもの、逆に定義が曖昧なもの（例：購買履歴の場所は移動履歴にもなるか）、現状のビジネスにも影響・負荷になるもの（例：低減データの加工方法の提出が事前）、今後の実際の運用が追いつかないと思われるもの（例：データ提示は全部または殆ど？出すこと）、将来まで想定した上でそれらも取り入れられるようにすべきもの（例：ウェアラブルの時代には、“まばたき”も意思表示の個人情報かも）もあると考えられます。

一方で、巷では、代案無き反対するような意見もあり、それは地に足が付いていないように見受けられます。（但し、問題提起のため、全て否定するのも宜しくないと思われます。）

この狭間にて、事務局案の資料も相当苦勞されているのが見えますが、結果的に個別論になると堅い方に寄ってしまっている部分も見受けられます。従って、とりまとめた意見書（これまでに對してなので中間ですが）を参考にして頂ければと思います。

この意見書に対する率直な私の印象は、何でも「反対」でなく、「現行ビジネスをもとに受入可能範囲」の代案を提示したものと認識しております。

2014年5月29日

パーソナルデータに関する検討会・事務局案に関する中間意見

パーソナルデータに関する勉強会(注)

(事務局：片岡総合法律事務所)

パーソナルデータに関する検討会で議論されている「第三者機関の体制整備（事務局案）」（以下「第三者機関事務局案」といいます。）、『個人情報』等の定義と『個人情報取扱事業者』等の義務について（事務局案）〈詳細編〉（以下「定義等事務局案」といいます。）及び「開示等の在り方について（事務局案）」（以下「開示等事務局案」といいます。）に関し、データビジネスの様々な実務に携わる立場から、個人情報保護を確保しつつ、この分野が持つ大きな潜在的成長性を将来にわたり活かせるよう、下記のとおり、意見を述べる次第です。

なお、本意見書における意見は、パーソナルデータに関する検討会第8回までの資料に基づく暫定的なものであり、現時点で可能な限り議論を尽くしたものではありませんものの、今後の同検討会における議論の進捗に応じ、更に内容を調整していく予定です。また、技術検討ワーキンググループ作成の中間報告（パーソナルデータに関する検討会第9回添付資料2-2）の内容については、現時点では、親会たるパーソナルデータに関する検討会における扱いが不明瞭な点もあり、また、時間的制約から、同報告の内容を反映した本意見書の調整は別途行う予定です。

（注：当勉強会の説明）

当パーソナルデータに関する勉強会は、現にデータビジネスを展開している大手事業者の企画部門又は法務部門等の担当者をメンバーとする勉強会です。

各メンバーは、それぞれの所属団体の責任者の承認を得てこの勉強会に参加し、この意見書の意見に賛同をするものですが、意見書自体については、時間的又は手続的な制約等によって、各団体内での正式な承認を受けることが困難である事業者が多いため、所属団体名を表記することについて承認のある参加事業者を含め、参加事業者についてはその業種のみを注記にて表示をするものです。

【構成メンバーたる参加事業者の業種】 システム関連事業者及びその他の情報通信事業者、流通小売事業者、電子商取引事業者、ポータルサイト関連事業者、電子マネー事業者、企業ポイント関連事業者等

各業種の10社の事業者の担当者16名

また、当勉強会は、片岡総合法律事務所（所長：弁護士片岡義広）の弁護士有志がメンバーとして参加し、意見取りまとめ等の事務局を務めています。

【参加弁護士等】 片岡義広、伊藤亜紀（当勉強会事務局長）、高松志直、永井利幸の各弁護士4名及び小山嘉昭当事務所顧問

以上の参加者の合計人数は、合計21名となっています。

記

意見項目、意見の対象（パーソナルデータに関する検討会・事務局案の該当箇所）及び意見の内容は下表の通りであり、各意見の詳細は、後述の通りです。

【意見事項まとめ表】

項目	意見の対象	意見の内容
意見1 「(仮称)準個人情報」の定義等について	定義等事務局案5頁 (3)「(仮称)準個人情報」の定義等について	1 「及びこれに類するもの」は削除すべきである。 2 少なくとも、「③移動履歴、購買履歴等の特徴的な行動の履歴」は、「準個人情報」に含めるべきではない。 3 なお、「準個人情報」が新設される場合であっても、同意取得やオプトアウトを含む「準個人情報」の第三者提供に関する適切なルールを検討すべきである。
意見2 「(仮称)個人特定性低減データ」について	定義等事務局案7頁及び8頁 (2)「(仮称)個人特定性低減データ」の定義等について	1 ①非識別非特定情報が個人情報保護法の適用対象とならないこと及び②個人情報の非識別非特定情報への加工が個人情報の「利用」に該当しないことを法令又はガイドラインにおいて明確化すべきである。 2 非識別非特定情報には(仮称)個人特定性低減データの規制が適用されないこと（非識別非特定情報に関する加工方法等の第三者機関への提出を要しないこと）を法令において明文化すべきである。
意見3 「(仮称)個人特定性低減データ」について	定義等事務局案7頁及び8頁 (2)「(仮称)個人特定性低減データ」の定義等について	仮に「行動履歴、購買履歴等の特徴的な行動の履歴」（以下「特定行動履歴」という。）が「準個人情報」に含まれた場合であっても、その具体的な加工方法については、事業者の自主的な対応によることを認めるべきである。
意見4 「(仮称)個人特定性低減データ」について	定義等事務局案10頁 (3)「(仮称)個人特定性低減データ」の取扱いに関する義務等について	1 加工方法等の情報の取扱いについては、事業者による加工方法等の公表及び第三者機関による事後的な監督で足り、第三者機関に対する加工方法等の情報の提出は不要とすべきである。 2 第三者機関による事前承認について議論が進む場合、①加工方法等の枠組みその他一定程度の汎用性を有する内容を承認の対象とすること、②①で取得した事前承認を他の第三者提供においても活用可能とすること、③事業者単位で事前承認を行う制度の当否を内容として、議論を進めるべきである。

意見5 機微情報	定義等事務局案12頁から14頁まで 3. 機微情報	<p>1 個人情報について機微情報の定義を設けて各種規制を及ぼすことには賛成であるが、「準個人情報」は機微情報に含めるべきではない。</p> <p>2 機微情報の定義のうち「社会的身分に関する情報」は、さらに具体化すべきである。</p> <p>3 事業者が本人に対して機微情報の提供を要求する場合に、本人の同意取得を要件とすることには賛成であるが、事業者が意図せず機微情報を取得した場合は、本人の同意取得を不要とするべきである。</p>
意見6 開示等の在り方について	開示等事務局案3頁及び4頁 2 開示、訂正等、利用停止等の規定について	<p>1 開示、訂正等、利用停止等（以下「開示等」という。）に関し、民事上の請求権（以下併せて「開示等請求権」という。）を新設することについては、反対である。</p> <p>2 仮に開示等請求権を設ける場合であっても、濫訴を防止するための措置（要件の具体的な内容等）については十分に検討すべきである。</p>
意見7 第三者機関の体制整備について	第三者機関事務局案1頁 1. 基本的な考え方	<p>1 第三者機関の機能・権限等として、次の(1)から(3)までを内容とする事業者による事前相談制度を設けるべきである。</p> <p>(1) 違法ではないとの回答がなされた場合又は期限までに回答がなされない場合は、第三者機関又は主務大臣は、報告徴収命令等の権限行使を行わない。</p> <p>(2) 30日以内に書面による回答を行う。</p> <p>(3) 相談者の承諾を要件に、相談事例を公表する。</p> <p>2 委員及び事務局の過半数を事業者の現役役員又は役員経験者とし、パーソナルデータの利活用が促進されるような人員構成とすべきである。</p>
意見8 第三者機関の体制整備について	第三者機関事務局案2頁 2. 主務大臣制との関係	<p>第三者機関と主務大臣制の関係を検討するにあたっては、第三者機関及び主務大臣とで重複した監督が発生することのないように、第三者機関と主務大臣との間の役割分担を明確にするべきである。</p>
意見9 その他	現行法第16条（利用目的による制限）と第18条（取得に際しての利用目的の通知等）について	<p>取得の際に特定した利用目的を変更する場合には、「あらかじめ公表」又は「速やかに通知」した上で、オプトアウトの手続を定めるべきである。</p>

【意見1：「(仮称) 準個人情報」の定義等について】

(意見の対象)
定義等事務局案5頁(3)「(仮称) 準個人情報」の定義等について
(意見の内容)
1 「及びこれに類するもの」は削除すべきである。
2 少なくとも、「③移動履歴、購買履歴等の特徴的な行動の履歴」は、「準個人情報」に含めるべきではない。
3 なお、「準個人情報」が新設される場合であっても、同意取得やオプトアウトを含む「準個人情報」の第三者提供に関する適切なルールを検討すべきである。
(理由)
1 法の義務規定の適用範囲を画する「準個人情報」の定義は、当該義務規定の主体となる事業者にとって一義的に明確である必要があるが、「これに類するもの」と定義されることによって「準個人情報」の外延が著しく曖昧になる。この場合、現行法の「個人情報」の定義と同様に、法の適用対象となる情報の範囲が事業者の解釈によって異なることとなり、コンプライアンス意識の高い事業者が委縮するという問題が更に拡大することが危惧される。
よって、「及びこれに類するもの」は削除すべきである。
2 (1) 「準個人情報にどのような情報が含まれるか」という「準個人情報」の範囲に関する全体的な意見については現時点では留保するものの、以下の理由から、少なくとも、「③移動履歴、購買履歴等の特徴的な行動の履歴」は、「準個人情報」に含めるべきではない。
(2) 移動履歴や購買履歴は、何らかの識別子を介してのみ特定の個人と結びつき、かつ、当該識別子は本人の意思によって変更可能であることが一般的である点で、その要保護性は必ずしも高くはないと考えられる。また、「特徴的な行動の履歴」という概念は曖昧で、どの行動が「準個人情報」に含まれるのか判断の分かれるところであり、これらの行動履歴を「準個人情報」に含めることは、「準個人情報」の保護範囲をいたずらに広げ、曖昧にすることとなる。
(3) 定義等事務局案も、移動履歴や購買履歴の全てを「準個人情報」に含むのではなく、特定の個人と結びつき権利侵害につながる蓋然性の高いものに限定する趣旨で「特徴的な行動」として思いられる。
しかし、大量の行動履歴のうち「特徴的な」情報のみを抽出して保管するのは現実的ではなく、結果として全ての移動履歴や購買履歴を「準個人情報」と同等に取り扱うこととなりかねない。かかる負担を考慮した場合、事業者が移動履歴や購買履歴を取得するサービスの提供を行うこと自体について萎縮的な効果が生じる可能性があり、かえってパーソナルデータの利活用を阻害するおそれがある。
例えば、ごくありふれた購買履歴であっても、(仮称)個人特定性低減データに加工しなければ利活用できないとすれば、パーソナルデータの利活用をめざす法改正の趣旨を没却することとなる。
(4) また、移動履歴や購買履歴が「準個人情報」とされた場合、その第三者提供を想定して、利用者がポイントやクーポン等のサービスを受けるに際して事業者の店頭で、その都度同意を取得する等実務上煩雑な手当てが必要となる可能性が生じ、利用者の目線からしても利便性が損なわれるおそれもある。
よって、「③移動履歴、購買履歴等の特徴的な行動の履歴」は、「準個人情報」に含めるべきではない。
3 なお、「準個人情報」が新設された場合であっても、「準個人情報」の対象となる本人の一意性が

確保できるときには、個人を特定しなくても、その本人の同意を取得することやオプトアウトを実施することは可能であることから、「準個人情報」の第三者提供に実務上不当な支障が生じることのないように、同意取得やオプトアウトを含む「準個人情報」の第三者提供に関する適切なルールを検討すべきである。

【意見 2 : 「(仮称)個人特定性低減データ」について】

(意見の対象)

定義等事務局案 7 頁及び 8 頁 (2) 「(仮称)個人特定性低減データ」の定義等について

(意見の内容)

- 1 ①非識別非特定情報が個人情報保護法の適用対象とならないこと及び②個人情報の非識別非特定情報への加工が個人情報の「利用」に該当しないことを法令又はガイドラインにおいて明確化すべきである。
- 2 非識別非特定情報には(仮称)個人特定性低減データの規制が適用されないこと(非識別非特定情報に関する加工方法等の第三者機関への提出を要しないこと)を法令において明文化すべきである。

(理由)

1 現行法の解釈について

①非識別非特定情報(一人ひとりが識別されず、かつ、個人が特定されない状態の情報)が個人情報保護法の適用対象とならないこと、②個人情報の非識別非特定情報への加工そのものが個人情報の「利用」に該当しないことについては、現状においても異論はないものと思われる。

この点については、「利用目的の特定は、個人情報を対象とするため、個人情報に該当しない統計データは対象となりません。また、最終的な利用目的を特定すれば足りるので、統計データへの加工の過程を利用目的とする必要はありません」(経済産業省「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」等に関する Q & A 45 番)、「個人情報に対して、特定の個人を識別できないようにする加工(いわゆる匿名化)を行うことは、個人情報の利用に当たらず、利用目的として特定する必要はない」(総務省「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの解説」8 頁)といった主務官庁の考え方にも示されている。

そこで、法改正によって、この考え方が変更されたという誤解が生じないようにする観点から、①非識別非特定情報が個人情報保護法の適用対象とならないこと及び②個人情報の非識別非特定情報への加工が個人情報の「利用」に該当しないことを法令又はガイドラインにおいて明確化すべきである。

2 事務局案の考え方について

(1) (仮称)個人特定性低減データの規制については、プライバシーに影響が生じ得る識別特定情報(個人が識別され、かつ、特定される状態の情報)及び識別非特定情報(一人ひとりには識別されるが、個人が特定されない状態の情報)を議論の対象とするものであり、非識別非特定情報については議論の対象とならないと考えられるところ、この点は現状の事務局案では必ずしも明確ではないように思われる。

(2) この点に関し、非識別非特定情報については、識別という意味でも、特定という意味でも、一意性を有しないことが特徴であることからすれば、同情報を(仮称)個人特定性低減データに含めるべきではなく、(仮称)個人特定性低減データの規制を適用する必要はないと考えられる。

(3) 実際にも、例えば、統計化したデータ等の非識別非特定情報と合理的に評価できる情報については、そのデータ中にそもそも個人を観念することができず、当該情報の第三者提供によって個

人のプライバシーを侵害するおそれは乏しいものと考えられる。

- (4) 他方、非識別非特定情報の第三者提供に関し、(仮称)個人特定性低減データの規制を適用する場合、非識別非特定情報の公益的な利活用(例:位置情報等から特定の地域の人口数を分析し、その人口数のデータを災害対応に活用するケース等)の障害となる可能性が生じ妥当でない。

具体的には、統計化したデータ等の非識別非特定情報については、その情報の性質上、①多数の者に対して情報が提供されることや②情報が転々流通されることが想定されるところ、その第三者提供の全てについてかかる規制が適用された場合、①第三者提供ごとに加工方法等を多数回提出する必要が生じる可能性や②情報が転々流通するごとに加工方法等を提出する必要が生じる可能性など、実務上過度な負担が生じ、当該情報の適正な利活用が阻害されるおそれがある。

- (5) 以上より、非識別非特定情報には、(仮称)個人特定性低減データの規制が適用されないこと(非識別非特定情報に関する加工方法等の第三者機関への提出を要しないこと)を法令において明文化すべきである。

【意見3：「(仮称)個人特定性低減データ」について】

(意見の対象)

定義等事務局案7頁及び8頁(2)「(仮称)個人特定性低減データ」の定義等について

(意見の内容)

仮に「行動履歴、購買履歴等の特徴的な行動の履歴」(以下「特定行動履歴」という。)が「準個人情報」に含まれた場合であっても、その具体的な加工方法については、事業者の自主的な対応によることを認めるべきである。

(理由)

- 1 特定行動履歴を「準個人情報」の範囲に含めるべきではないことについては前述のとおりであり、本意見は特定行動履歴が「準個人情報」の範囲に含まれると仮定した場合の意見であることに留意されたい。
- 2 特定行動履歴の個人特定性を低減させる加工方法に関し、定義等事務局案においては、「特徴的な行動を現すことがないよう、精度を落とした情報とすること」という加工方法が提案されている。
- 3 この点に関し、特定行動履歴の範囲には多種多様な情報が含まれ得るところ、これらの多種多様な情報の加工方法の詳細を定めることについては、機動性や実現可能性の観点を考慮すれば、事業者の自主的な対応を認めることが適切と考えられる(自主的な対応としては、例えば、業界団体による自主ルール等が想定される)。また、事業者が自ら検討した加工方法によることを認める場合、特定行動履歴の利活用に過剰な萎縮効果が生じることも回避できるものと思われる。
- 4 他方、加工方法の詳細について事業者の自主的な対応によることを認めたとしても、その加工方法が事業者によって公表されていれば(加工方法の公表については意見4を参照されたい)、事後的な行政監督によって、個人のプライバシーが不当に侵害されることを回避することは十分に可能であると考えられる(なお、このような自主的な公表という方法によらずに第三者機関の事前承認を利用することも、事業者の選択肢として否定するものではない)。
- 5 以上より、仮に特定行動履歴が「準個人情報」に含まれる場合であっても、その具体的な加工方法については、事業者の自主的な対応によることを認めるべきである。

【意見4：「(仮称)個人特定性低減データ」について】

<p>(意見の対象) 定義等事務局案10頁(3)「(仮称)個人特定性低減データ」の取扱いに関する義務等について</p>
<p>(意見の内容)</p> <ol style="list-style-type: none">1 加工方法等の情報の取扱いについては、事業者による加工方法等の公表及び第三者機関による事後的な監督で足り、第三者機関に対する加工方法等の情報の提出は不要とすべきである。2 第三者機関による事前承認について議論が進む場合、①加工方法等の枠組みその他一定程度の汎用性を有する内容を承認の対象とすること、②①で取得した事前承認を他の第三者提供においても活用可能とすること、③事業者単位で事前承認を行う制度の可否を内容として、議論を進めるべきである。
<p>(理由)</p> <ol style="list-style-type: none">1 (1) (第三者機関に対して加工方法等を提出せず、) 事業者が加工方法等を公表することを義務付けた場合であっても、第三者機関は、当該加工方法等を把握することができ、その内容を踏まえた事後的な監督を行うことができる。そのため、加工方法等の監督を目的とする制度としては、①加工方法等を事業者が公表すること及び②第三者機関の事後監督で十分であり、第三者機関に対する加工方法等の提出を義務付ける必要性は乏しいものとする。(2) また、第三者機関に対する加工方法等の提出が義務付けられた場合、提供ごとの加工方法等の多数回にわたる提出やデータの二次移転における加工方法等の再提出等が必要となる可能性があり、仮にこのような対応が必要となる場合、実務上過度な負担が生じることとなる。他方で、加工方法等の提出という手法によって、行政監督の実効性が実質的に向上することも想定し難いものと考えられる。(3) さらに、第三者機関による情報公開については、「営業秘密等事業者の権利利益を侵害しない限度で情報を公開する」とされるものの、加工方法等の多様性、複雑性及び機密性を考慮した場合、かかる判断を第三者機関が独自に行うことは実現可能性の観点から困難であると思われる(具体的には、事業者の協力による墨塗り等が必要となる可能性も否定できず、かかる対応を行わざるを得ないようであれば、事業者が加工方法等を自ら公表する方がより適切であると考えられる。)(4) そして、情報を取り扱われる本人としても、第三者機関によって情報が公開されるよりも、自らが関係を有する事業者のウェブサイト等で加工方法等を確認できる方が納得感や安心感を抱きやすいものと思われる。(5) 以上からすれば、加工方法等の情報の取扱いについては、①事業者による加工方法等の公表及び②第三者機関による事後的な監督で足り、第三者機関に対して加工方法等の情報を提出することは不要とすべきである。 <p>2 なお、以上のとおり、第三者機関は事後監視によって加工方法等に関与することが基本的には適切と考えるが、事前承認に関し、①加工方法等の枠組みその他一定程度の汎用性を有する内容を対象とすること、②①で取得した事前承認を他の第三者提供においても活用できることを前提とした制度の検討であれば、要否について更に議論することも可能である。</p> <p>また、個別の加工方法を事前承認の対象とするのではなく、③事業者単位で事前承認を行う制度(事業者認証制度)に関し、要否について更に議論することも選択肢となり得る。</p>

【意見5：機微情報】

(意見の対象) 定義等事務局案12頁から14頁まで 3. 機微情報
(意見の内容) 1 個人情報について機微情報の定義を設けて各種規制を及ぼすことには賛成であるが、「準個人情報」は機微情報に含めるべきではない。 2 機微情報の定義のうち「社会的身分に関する情報」は、さらに具体化すべきである。 3 事業者が本人に対して機微情報の提供を要求する場合に、本人の同意取得を要件とすることには賛成であるが、事業者が意図せず機微情報を取得した場合は、本人の同意取得を不要とするべきである。
(理由) 1 (1) 個人情報である機微情報について、その他の個人情報よりも強い規制を及ぼすことは、本人にとっては他人に知られたくない情報の保護に資するものであり、賛成である。 (2) 他方、「準個人情報」は、特定個人と結びつくものではなく個人を保護する必要性が低い情報であるし、個人特定性低減データとしての利活用の対象となる可能性があるから、機微情報としての規制対象とすべきではない。 2 (1) 「社会的身分」は、憲法第14条に由来する文言であると思われるが、その意味については、「生来の身分」、「自己の意志をもってしては離れることのできない固定した地位」などと狭く解する説、「人が社会において一時的ではなしに占める地位」などと広く解する説などがあり、解釈上の対立が生じている。 (2) 上記のとおり定義に曖昧さを残す文言で機微情報を定義した場合、事業者が機微情報か否かの判断を行うことが困難となり、利活用に支障が生じるおそれがあるほか、各事業者間で取扱いの足並みが揃わないおそれもあるから、「社会的身分に関する情報」に代わる具体的な文言によって定義を行うべきである。 (3) 例えば、「社会的身分」に代えて、「政治的見解」及び「門地及び本籍地」に限定することが考えられる。 3 (1) 事業者が本人に対して機微情報の提供を申し入れる場合に、本人の同意取得を要件とすることには賛成である。 (2) しかし、①本人が提出書類の自由記載欄に本籍地などの機微情報を記載したケース、本人が過去の犯罪歴などの機微情報を公表しているケースなど、本人の行動により事業者が意図せず機微情報を取得するに至った場合や、②事業者が保管する情報を分析した結果、事業者が意図せず機微情報を取得するに至った場合にまで同意取得の義務を事業者が負うこととなるのは、事業者に過大又は実行不可能な負担を負わせることとなる。 (3) それゆえ、同意取得の義務を事業者に課すのは、事業者が本人に対して機微情報の提供を要求し、この要求に応じた本人から機微情報を取得した場合に限るものとし、これ以外の場合における機微情報の取得にあたっては、事業者は同意取得の義務を負わないこととすべきである。

【意見6：開示等の在り方について】

(意見の対象) 開示等事務局案3頁及び4頁 2 開示、訂正等、利用停止等の規定について
(意見の内容) 1 開示、訂正等、利用停止等（以下「開示等」という。）に関し、民事上の請求権（以下併せて「開

示等請求権」という。)を新設することについては、反対である。

- 2 仮に開示等請求権を設ける場合であっても、濫訴を防止するための措置(要件の具体的な内容等)については十分に検討すべきである。

(理由)

- 1 (1) 個人情報取扱事業者について開示等に応じる義務を定める現行法の規律による場合、各事業者は、不開示等事由に該当しない限り、開示等に応じる必要があることから、重ねて民事上の開示等請求権を認める実益は乏しい(行政監督により開示等の実効性を確保する制度で必要かつ十分である。)
- (2) また、訴訟において個別救済が必要不可欠な場合には、事業者と本人との間の契約解釈や信義則による開示等請求権が認められる可能性もあるところ、かかる個別救済の限度を超えて、本人の権利侵害の程度を考慮することなく一律に開示等請求権を設けることは、司法と行政の役割分担という観点から適切ではなく、具体的な損害が想定される場合における立法例(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律等)と比して、その立法事実も十分ではないと考えられる。
- (3) さらに、開示等に応じない事業者については、行政監督を及ぼし得るところ(現行法第32条から第34条まで参照)、個人情報保護法に関する権限を第三者機関に集約する事務局案の考え方からすれば、重ねて民事上の開示等請求権を設けるのではなく、第三者機関による行政監督の実効性を向上させる方向で制度を検討すべきように思われる。
- (4) 以上より、開示等請求権を新設することについては、反対である。
- 2 仮に開示等請求権を設ける場合であっても、濫訴が当然に予想されることから、濫訴を防止するための措置については十分に検討すべきである。具体的には以下のような措置が考えられる。
- 開示等請求権に基づく訴訟提起に十分な実体要件を課す。
 - 不開示等事由の範囲を現行法よりも広げる。
 - 濫訴に関する訴訟要件を設ける。
 - 濫訴を防止する観点から、任意の開示等の請求と開示等訴訟との関係や開示等請求権相互の関係を整理する(なお、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第27条第1項参照)。

【意見7：第三者機関の体制整備について】

(意見の対象)

第三者機関事務局案1頁 1. 基本的な考え方

(意見の内容)

- 1 第三者機関の機能・権限等として、次の(1)から(3)までを内容とする事業者による事前相談制度を設けるべきである。
- (1) 違法ではないとの回答がなされた場合又は期限までに回答がなされない場合は、第三者機関又は主務大臣は、報告徴収命令等の権限行使を行わない。
 - (2) 30日以内に書面による回答を行う。
 - (3) 相談者の承諾を要件に、相談事例を公表する。
- 2 委員及び事務局の過半数を事業者の現役従業員又は役職員経験者とし、パーソナルデータの利活用が促進されるような人員構成とすべきである。

(理由)

- 1 (1) 個人情報保護法上の取扱いが不明確であることを理由に事業者がパーソナルデータの利活用を躊躇することがないよう、第三者機関における事前相談制度を新設し、違法でないとの回答が

なされた場合に第三者機関又は主務大臣による報告徴収命令等の権限行使が制約される仕組みを設けるべきである。

- (2) 事前相談制度を設けるにあたっては、事前相談への回答が短期間でなされないと新規事業の立上げに支障が生じるおそれがあるから、回答期限を設け、この期限までに回答がなされない場合には、違法ではないとの回答がなされたものとみなす仕組みとするべきである。

具体的な回答期限としては、公正取引委員会における事前相談制度と同様に、30日以内とすることが考えられる。

- (3) また、重複相談による第三者機関の負担を軽減しつつ事業者の予測可能性を高めるために、他の事業者がパーソナルデータの利活用を行うにあたり参考となる相談事例について、相談者の承諾を得た上で、相談事例集として公表するべきである。

2 (1) 第三者機関事務局案においては、「委員を増員し、パーソナルデータの利活用とプライバシー保護に配慮したバランスの取れた人選とする。」とされているが、具体的な人選の方法までは明らかにしていない。

- (2) 上記人選にあたっては、プライバシー保護に偏った人選となると、保守的すぎるガイドラインが示されるなどにより、事業者によるパーソナルデータの利活用を萎縮させる効果が生じることとなるから、委員及び事務局の過半数を事業者の現役従業員又は従業員経験者とし、パーソナルデータの利活用が促進されるような人員構成とすべきである。

【意見8：第三者機関の体制整備について】

(意見の対象)

第三者機関事務局案 2 頁 2. 主務大臣制との関係

(意見の内容)

第三者機関と主務大臣制の関係を検討するにあたっては、第三者機関及び主務大臣とで重複した監督が発生することのないように、第三者機関と主務大臣との間の役割分担を明確にするべきである。

(理由)

- 1 現在採用されている主務大臣制の下においては、複数の主務官庁に相談や照会等を行わなければならないと、また、複数のガイドラインを確認した上での対応が必要となるなど、複数の主務官庁による監督が行われることによって事業者の負担が重くなっているという問題が生じている。
- 2 そこで、第三者機関と主務大臣制の関係を検討するにあたっては、第三者機関及び主務大臣とで重複した監督が発生することのないように、両者の役割分担を明確にするべきである。

【意見9：その他】

(意見の対象)

現行法第16条（利用目的による制限）と第18条（取得に際しての利用目的の通知等）について

(意見の内容)

取得の際に特定した利用目的を変更する場合には、「あらかじめ公表」又は「速やかに通知」した上で、オプトアウトの手続を定めるべきである。

(理由)

- 1 個人情報を取得する際には、法第15条に基づき、できる限り特定した利用目的を「あらかじめ公表」又は「速やかに本人に通知又は公表」しなければならないとされ、利用目的について本人の同意は必要とされていない（法第18条第1項）。

他方、当初特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合には、あらかじめ本人の同意が必要とされる（法第16条第1項）結果、利用目的を追加・変更する場合には、取得時の取扱いと異なり、当初の目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲の変更（法第15条第2項）を除き、本人の同意が必要となる。

この点に関しては、以下の理由により、利用目的の変更に関する同意を不要とすることが望まれる。

- 2 まず、実務上、当初想定しなかった目的にデータを利用したいというニーズ（過去に取得したデータをその取得時の目的の範囲を超えて利用したいというニーズ）は事業者において高く、利用目的の変更同意が不要とされることによるパーソナルデータの利活用の促進効果は高いものと思われる。他方、利用目的の変更について同意を要しないとしても、取得時に同意を不要とした現行法と比較して利用者の保護に欠けるものではなく、また、事後的にオプトアウトの手続を定めることにより、利用者が意に沿わない利用目的の変更を回避する道も確保することが可能となる。
- 3 法第23条第2項では、個人データの第三者提供についてオプトアウトの手続を定めているが、同項第1号の「第三者への提供を利用目的とすること」という要件について、個人情報の取得時に第三者提供を利用目的としていない場合には、取得済みの個人情報に関する利用目的の変更が必要となる。そして、利用目的の変更には、上記のとおり、本人の同意が必要になることから、結果として、第三者提供について本人の同意を得る手続と同じとなり、現行法第23条第2項のオプトアウト手続が形骸化する要因となっている。
- 4 以上から、取得の際に特定した利用目的の変更について本人同意を不要とし、オプトアウトの手続を定めるべきと考える。

以上